

○漁港漁場整備法の規定に基づく許可等に関する規則

新旧対照表

改正後	改正前
<p>漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づく許可等に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第三百三十七号。以下「法」という。）の規定に基づき、知事が行う許可、認可等に関する手続等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>以下略</p>	<p>漁港漁場整備法の規定に基づく許可等に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号。以下「法」という。）の規定に基づき、知事が行う許可、認可等に関する手続等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>以下略</p>